

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

**女性支援事業の補助金に関するもの**

経過

- 令和7年5月13日 職員措置請求書受付
- 令和7年5月29日 監査委員会議にて審議（要件審査）
- 令和7年7月10日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業において交付された費用について、当該事業の経費とは異なるものがあるため、横浜市長は公益財団法人横浜YWCAに対して返還を請求してください。  
 また、当該事業において、補助金交付の条件に適合していることの確認がなされないまま交付された支出については、横浜市長が適合状況を調査のうえ、必要な額を公益財団法人横浜YWCAに対して返還請求してください。

監査の結果（勧告）

**本件補助金の支出のうち、使用料及び賃借料（アウトリーチ支援部屋代）全部を補助対象経費としたことはその根拠を欠き不当\*であると判断しました。また、その余については請求人の主張には理由が無いと判断しました。**

※アウトリーチ支援のために補助対象団体が自らの施設を使用する場合、請求人が主張するように経費そのものが発生していないとまでは認められませんが、当該アウトリーチ支援部屋代123,000円については一般貸室料を参考とした価格により算定していることから、上記経費（原価）を超える部分につき本件補助金の交付対象としたことは不当と言わざるを得ません。  
 （監査結果公表文14ページから抜粋）

現時点において横浜市の損害の有無が明らかではないことから、本件補助金の返還請求を行っていないことが財産の管理を怠る事実には該当するとは認められませんが、本件補助金の対象経費の額を特定する必要があります。

**そのため、地方自治法第242条第5項に基づき、市長に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告します。**

- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとする。
- (2) 調査の結果、本件事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

<監査委員の判断>

- (1) 本件補助金に係る申請及び交付に係る手続及び書類について  
 監査結果公表文6ページから7ページまでに記載のとおり
- (2) 報酬、給料及び賃金（人件費）について  
 監査結果公表文7ページから9ページまでに記載のとおり

- (3) 謝金について  
監査結果公表文9ページから11ページまでに記載のとおり
- (4) 旅費について  
監査結果公表文11ページに記載のとおり
- (5) 需用費（消耗品費）について  
監査結果公表文11ページから12ページまでに記載のとおり
- (6) 需用費（印刷製本費）について  
監査結果公表文12ページに記載のとおり
- (7) 役務費（通信費）について  
監査結果公表文12ページから13ページまでに記載のとおり
- (8) 使用料及び賃借料（アウトリーチ支援部屋代）について  
監査結果公表文13ページから15ページまでに記載のとおり
- (9) 備品購入費について  
監査結果公表文15ページに記載のとおり

<意見>（監査結果公表文16ページから17ページまでに記載）

一般に補助金とは、特定の事務及び事業について公益性があると認め、その事務及び事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付です。公益性がある事業の支援という面があるものではありませんが、公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することが求められています。

そのため、勧告に併せて本件補助金の支出に係る補助対象経費の確認等について、次のとおり意見を付します。

- (1) 自らが保有する建物を使用した際の経費を補助対象経費として認める場合には、面積按分などに応じた減価償却費、光熱水費等を根拠とした客観的に説明できるような経費（原価）を算定すべきです。
- (2) 人件費などの本件事業の実施に必要な経費とそれ以外の経費について明確に区分することが困難な経費については、按分の考え方や算定方法を事前に定め、対象団体に説明及び共有し、業務量や業務時間の確認方法や記録を残すなど、客観的かつ合理的な説明ができるようにすべきです。
- (3) 決算報告書に添付して所管局に提出する領収書等について、記載内容から補助対象経費を支払ったものであるのか、また、補助対象団体に宛てられた領収書なのかなどが不明瞭であるものが数点見受けられました。そのような場合は、要綱等に定める書類の提出を受けたと判断するのは難しいと考えます。仮に、適切な領収書の添付が困難である場合、複数の書類（例えば支払った金額が確認できる書類と納品書など）を組み合わせるなども含め、支払いの事実を客観的に証明できる書類の提出を受けるとともに、決裁文書にも補助対象経費として認めた経過等を示して、保存された文書から当時の判断等を確認できるようにすべきです。補助対象経費の使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。
- (4) 配布用の印刷物等の成果物及び消耗品等の購入物について、職員が現地にて確認するという対応が行われていたところ、上記(3)のような書類による確認が困難である場合に現地で確認するなどの手段で補うことも有効であると認められますが、確認に際しては確認方法や確認日等の記録を残すなど、客観的な説明ができるようになっていることがより望ましいと考えます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20250513.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋  
(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

<b>お問合せ先</b>
監査事務局監査管理課長 佐藤 やよい Tel 045-671-3354